

消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果について

1 現状

◎ 国民の消費生活を侵害する事犯により、国民の安全・安心に大きな影響

・ 高齢者を狙った悪質商法

例: 家屋の屋根等の点検を口実に不要なリフォーム工事を高額で行う点検商法

・ 生活の困窮につけ込むヤミ金融事犯

例: 暴力団の関与するヤミ金融事犯
(平成20年中の検挙事件全体の33.4%)

・ 食の安全・安心に係る事犯

例: うなぎの産地偽装表示事犯
事故米穀の不正流通事犯

○ 行政による監督をものともせず犯行を繰り返すもの

○ 消費者を巧妙に欺く組織ぐるみの犯罪

◎ 行政庁等の調査、行政指導等だけでは対処が困難

◎ 行政庁では比較的早期に把握している事案であっても、通常の警察活動だけでは早期に把握することができない

2 経緯

◎ 平成20年12月22日 犯罪対策閣僚会議(第12回会合)

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」

○ 消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化



◎ 「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」の設置

関係省庁課長級(構成員)により、上記計画の具体的推進方策を検討

3 ワーキングチームにおける検討

(1) 取組の方向性

◎ 消費者保護の観点からの取組の一層の強化

～消費者庁との連携、犯罪への厳正な対処

◎ 関係機関間の早期の情報共有による被害拡大の防止

◎ 行政手続による適正な対応と適正かつ迅速な告発手続

◎ 警察による迅速な捜査の遂行と事件検挙

※ なお、この検討結果については、必要に応じて検証・見直しを行う。

(2) 取り組むべき重点

ア 行政庁において事態を早期に把握し、対処する能力の向上

○ 悪質事業者に対抗し得る法執行のノウハウの蓄積・浸透

○ 必要な組織・体制の整備

○ 事業者自身・団体による法令遵守に向けた取組の促進

○ 行政上の義務履行を実効的に確保し、柔軟かつ機動的な対応を可能とし得る方策の検討

イ 行政庁と警察との連携を迅速かつ確実に図るための現場レベルでの連携体制の確立

○ 事案全体を早期に把握するための関係機関の有する情報の集約・突合

○ 相談・苦情受理窓口に寄せられた情報に関する基礎調査の実施

○ 告発を念頭に置いた対応の検討

○ 現場レベルで実質的に機能する協力の枠組みの構築

ウ 情報を得た警察において早期検挙することができる取締体制の整備

○ ノウハウが十分に蓄積されていない新たな事犯への対処能力の向上

○ 組織的な悪質商法、ヤミ金融等に対する取締能力の強化

○ 大量退職・大量採用時代における若手捜査員の早期育成

○ 国民の身近な安全を担う警察署の捜査力等の強化